# 市政だより

# おおむろ

# 



# 大村市監査公表第1号

地方自治法第199条第3項の規程に基づき定期監査 を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

### 昭和50年3月31日

大村市監査委員 緒 方 彦 市

同 林田安彦

1. 監査の対象 総 務 課

市民会館

財 政 課

会 計 課

福祉事務所

清 和 園

三城保育所、中央保育所、池田保育所、竹松保育所、本町保育所

2. 監査の時期

自 昭和49年4月2日

至 昭和49年4月12日

自 昭和49年6月28日

至 昭和49年7月9日

自 昭和49年9月17日

至 昭和49年10月22日

3. 監査の結果 次のとおり

### まえがき

今回の監査は主として昭和48年度の事務事業を対象 として契約事務の処理状况、会計取扱い上のけん制事 務組織、行政財産の取得管理状況などに重点をおいて 実施したが、次に述べる事項を除いてはおおむね良好

昌

0

な事務処理がなされていた。

# 共 通 事 項

### 1. 契約事務について

契約の方法、手続きなどについては、おおむわ適 正な事務処理が認められたが、随意契約の場合、当 該契約締結伺いには、随意契約によることができる 理由を明記したものはほとんどなく、かつ、担当課 の理由説明にも要領を得ない場合があった。

地方公共団体の締結する契約について、随意契約の方法によることができるのは地方自治法施行令第167条第1項各号に掲げられた事由に該当する場合に限られており、その該当事由の認定が的確でないときは、契約締結そのものの公正を疑われ予期せぬ紛争を招来するおそれがないとは言えないので、例えば「再度の入札に付し落札者がないとき、落札者が契約を締結しないとき」などのように事実の認定が容易なものは別として、同令に定める事由に該当するかどうかの事実認定については、担当課の責任者の慎重な検討が必要であり、決裁段階でチェックするため随意契約締結の決裁文書には、同条同項の第何号に該当する旨及びその具体的な理由を明記しておくことが適当である。

### 2. 備品管理について

現品の管理状況は、おおむね良好と認められたが 備品台帳については、保管転換、使用責任者の交替 などによる異動事項の記帳整理が不正確であったの で、確実な記帳整理が行われるよう指導の徹底を期 されたい。

# 総 務 課

況

状

1. 当課の昭和49年3月末日現在における組織、職員 の配置状況は次のとおりである。

昭 49. 3.31 現在

			179	7						C. C. 200 L
Z		分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	その他の職員	計	備	考
課		長	1					1		
SE.	書	係	2		1			3		
庶	務	係	6	4	1	1		12		

配

# (2) 市政だより お お む ら

広報統計係	3				3	
行 政 係	6				6	
市民相談室	2				2	
計	20	4	2	1	27	

### 2. 公衆電話料金の取扱いについて

日本電信電話公社(以下「電電公社」という)の委託により、市役所内に設置されている公衆電話(以下「赤電話」という)の料金は、毎月所定日に会計課職員立会いの上、料金箱を開き現金の在高を確認し、庶務担当職員名義の普通預金に預入し、電電公社の請求に基づき翌月の指定日までに公社に納入されており、その取扱いは良好であった。しかしながら、利用者が料金箱に投入することによって本市が徴収した赤電話の利用料金は、法令にその保管の根拠がなく歳入歳出外現金として取扱うことができないと解されているが

受託機器(赤電話)の利用の対価として市が徴収した 料金であるので、係員個人名義の保管金とせず、本市 の収入金として歳入予算に、電電公社に支払うべき所 定料金は歳出予算にそれぞれ計上し、歳入歳出予算を 経由して経理すべきである。

3. 市民の市政に対する要望、苦情その他の相談に関する事項を集中的に受付け、関係各課と連絡調整して処理するため、その受付窓口として市民相談室が設けられているが、その事務処理状況は下表のとおりである。

## 市民相談内容別件数

K	関分	系課	企画	総務	財政	課税	収納	市民	社会	衛生	保険年金	農林水産	商工観光	土木	建築	福祉	教育委員会	農業委員会	競艇事業部	水道部	開発公社	合	<b>#</b>
厅 玫	件	数	件 33	6	8	23	6	6	23	43	26	34	10	134	8	47	19	1	3	9	3		442
行政関係	割	合	% 7.5	1.4	1.8	5.2	1.4	1.4	5.2	9.7	5.9	7.7	2.2	30.3	1.8	10.6	4.3	0.2	0.7	2.0	0.7	10	0.0
一般相	区	分	相続関係		夫婦関係	親子関係		借地告家問題	金銭貸借問題	包括化 mall 是	責务呆正問題	境界線問題	t F	上也見直	登記問題	住宅問題	=	税金問題	戸籍関係		交通事故問題	そ の 他	合計
談	件	数	64		72	26		44	31		7	14	4	7	26	2	6	48	22		29	273	729
	割	合	8.	% 8	9.9	3.	6	6.0	4.3	0	).9	1.9	6	.4	3.6	3	.6	6.6	3.	0	4.0	37.4	100.

### 市民会館

1. 当館の昭和49年3月末日現在における職員の配置状況は次のとおりである。

		聆	員	の配	置	状 況		昭 49.	3.31 現在
×	分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	その他の職員	2+	備	考
館	長	1					1		
職	員	2	2	1			5		
Įĥn	t	3	2	1			6		

2. 当館の利用状況は次ページのとおりである。

# 市民会館利用状況

区分	本	館ホール	大(第1	会議室2会議室)	第	3会議室	本	館ロビー	結	婚式場	和	室・洋室	合	計
月別	利用件数	使用料	利用件数		利用件数	使用料	利用件数	使用料	利用件数	使用料	利用件数	使用料	利用件数	使用料
4	件 11	円 202.820	件 <b>3</b> 2	円 32 <b>,</b> 130	件	円 7,500	件 4	円 15,720		3,000		円 5,050		266, 220
5	13	243,970	36	42, 621	23	9,550	Sec.	54,410	221	1,900		3,000		355,451
6	6	116,550	35	44, 225	21	9,400	10	22,560	1	1,900	8	3,200	81	197, 835
7	2	45,220	37	44,275	26	14, 250	12	42,900	0	0	5	3,750	82	150, 395
8	6	187,950	40	71,825	25	15,300	8	25, 520	0	0	5	4,500	84	305, 095
9	13	186,800	41	55, 525	36	15,460	5	45,850	0	0	10	7,900	105	311,535
10	14	254, 440	32	26,600	28	10,700	8	19,480	0	0	10	3,950	92	315, 170
11	21	275,250	42	37,602	26	9,650	8	26,760	1	1,500	7	3,500	105	354,262
12	8	196,490	32	40,135	15	8, 150	15	61,240	0	0	5	5,400	75	311, 415
1	7	167,980	32	56, 300	24	11,150	2	0	0	0	4	3,100	69	238, 530
2	10	115, 920	35	50,830	25	11,475	9	25,370	0	0	4	3, 100	83	206,675
3	12	272, 480	35	51,443	33	15,150	13	38,320	1	1,500	5	3,700	99	382,593
Will I	123	2,265,870	429	553,511	301	137,735	107	378,130	6	9,800	86	50, 150	1,052	3, 395, 196
月平均	10	188,823	36	46,126	25	11,478	9	31,511	0.5	817	7	4, 179	88	282, 933

# 財 政 課

1. 当課の昭和49年3月末日現在における組織、職員の配置状況は次のとおりである。

			墹	員	の配	置	状 况		昭 49.	3.31 現在
区		分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	その他の職員	計	備	考
課		長	1					1		
財	政	係	4		1			5		
管	財	係	. 2		2	1		5		
	計		7		3	1		11		

# 2. 土地開発基金について

公共的団体の行う公共事業の用に供するため、基金から普通財産に編入し、当該団体に貸し付けられた土地について、なお一方では基金に属する土地として取扱われているものがあったが、土地開発基金運用要綱によれば、基金に属する土地をその取得目的に従って主管課に移管した場合、その代金が基金に支払われな

いものは、未繰戻金(未収金)として取扱うこととされている。すなわち基金としては、土地を処分し未収金債権として管理する趣旨と解され、このような取扱いをすれば、同一土地が財産台帳(土地)と基金台帳(土地)とに二重に登載されることはないので善処されたい。

## 会 計 課

# (4) 市政だより お お む ら

			聪	員	の配	置	状 況		昭 49. 3.31 現在
X		分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	その他の職員	<del>21</del>	備考
課		長							課長は収入役が 事務取扱い
経	理	係	4		1			5	
用	度	係	3	1	1	1		6	
	計		7	1	2	1		11	

# 福祉事務所

1. 当事務所の昭和49年3月末日現在における組織、職員の配置状況は次のとおりである。

	暗	員	の配	置	状 況		昭 49. 3.31 現在
区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	その他の職員	計	備考
所 長	1					1	
庶 務 係	9		3			12	興託 4
保護 第1係	6					6	
保護 第2係	6					6	
計:	22		3			25	

2. 生活保護費の支給事務について昭和48年度の状況を保護の種類別に示せば、下表のとおりである。

				生	活		保	蒦	状	況			
種	別	ŧ	皮 保	護	Ė	生 活	扶 助	4	主宅	扶 助	孝	数 育	扶 助
年度別	12/1	世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額
	4	856	1,742	44, 262, 088	世帯 625	1,490	13,081,683	世帯 393	850	1,025,753	163	321	337, 750
	5	851	1,729	44,586,089	624	1,476	12,403,984	392	852	1,104,654	162	324	458, 652
	6	848	1,740	42,155,085	621	1,486	12, 300, 502	390	860	1,106,323	162	<b>3</b> 26	622, 170
昭	7	842	1,730	46,742,445	620	1,477	12,411,372	392	866	1, 070, 245	160	325	896,507
_	8	834	1,737	43,567,982	610	1,483	12,531,812	390	862	1,091,844	163	332	485, 863
和	9	835	1,747	43, 830, 939	611	1, 497	11,893,933	394	881	1, 137, 535	166	337	342,309
48	10	841	1,765	47,057,124	618	1,521	11, 956, 758	400	905	1,052,611	170	345	557,852
40	11	830	1,726	46, 298, 076	612	1,498	13,884,216	401	916	1,049,351	168	340	598,660
年	12	827	1,727	73,331,245	617	1,510	35, 0 <b>3</b> 2, 563	405	925	2, 145, 542	172	346	966, 965
	1	825	1,722	29, 518, 220	616	1,503	276, 885	403	921	10,000	169	342	247, 766
度	2	829	1,734	43, 015, 771	624	1,520	14,271,995	407	929	1,168,376	171	346	547,155
	3	829	1,738	80,141,677	625	1,521	16,211,703	404	927	1,117,352	168	327	799,696
	計	10,047	20,837	584, 506, 741	7,423	17,982	166, 257, 406	4,771	10,694	13,079,586	1,994	4,011	6,861,345
	月平均	837	1,736	48,708,895	619	1,499	13,854,784	398	891	1,089,966	166	334	571,779
昭度 和	計	10,749	22,756	546,521,390	7,603	19,119	139,532,060	4,812	10,570	12,658,926	2,162	4, 195	5,405,048
47 年	月平均	896	1,896	45, 543, 449	634	1,593	11,627,672	401	881	1,054,911	180	350	450, 421

Ø	· 療	扶 助	H	」 産	扶 助	4	上 業	扶 助	葬 祭 扶 助			
世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額	世帯数	人員	金 額	
世帯 730	841	29 <b>,684</b> , 182	世帯	0	д 0		6	66,080	世帯 2	2	66, 640	
751	885	30,586,519	1	1	21,200	2	2	11,080	0	0	0	
757	957	28,037,550	1	1	38,160	2	2	1,080	3	3	49,300	
748	946	32,323,321	1.	1	37,920	0	0	3,080	0	0	0	
752	944	29,376,697	0	0	0	1	1	50,000	5	5	31,766	
747	936	30, 384, 642	0	0	0	0	0	0	2	2	72, 520	
739	925	33,413,323	0	0	0	2	2	61,830	1	1	14, 750	
732	914	30,685,063	0	0	0	0	0	0	4	4	80,786	
733	917	35, 138, 575	0	0	0	5	5	30,000	1	1	17,600	
738	937	28, 973, 569	1	1	0	0	0	10,000	1	1	0	
735	946	26,995,645	0	0	C	8	8	15,000	2	2	17,600	
7 <b>3</b> 3	948	61,628,926	0	0	C	19	19	331,800	1	1	52, 200	
8,895	11,096	397, 228, 012	4	4	97,280	45	45	579,950	22	22	403, 162	
741	925	33,102,334	1	1	8, 107	4	4	48,329	2	2	33, 597	
8, 352	10,894	387,558,411	5	5	156,995	25	25	586,780	31	31	623,170	
696	908	32,296,534	1	1	13,083	3 2	2	48,898	3	3	51,931	

3. 身体障害者補装具交付状況、医療無料化による医療 費の支給状況及び母子福祉貸付金の貸付状況は、それ

ぞれ下表1~3のとおりとなっている。

### 表 1 身体障害者補装具交付状況

区			分	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢 体 障 害	計
674	交付	1	牛 数	24件	27	1	63	115
般身体障害者	× 1		金 額	69,750 <sup>円</sup>	416, 875	2,800	1,503,385	1,992,810
障害	Mr TH	1	牛 数	2件	6	0	8	16
者	修理		金 額	9,200円	10,370	0	221,730	241,300
戦	交允	1	牛 数	2件	1	0	12	15
傷	交 东		金 額	24,000 <sup>円</sup>	14, 400	0	229,570	267,970
病	lde 100	. 1	牛 数	0件	1	0	4	5
者	修理		金 額	0円	2, 450	0	18, 830	21,280
○ 児	/-	1	牛 数	1件	6	0	8	15
(十八歳未満)	交允		金 額	15,750円	171,600	0	221,900	409, 250
歳未	64÷ TD	. 1	牛 数	0件	0	0	1	1
満童	修理		金 額	[円]	0	0	2,550	2,550
	L	. 1	牛 数	27件	34	1	83	145
計	交 东		金 額	109,500 <sup>円</sup>	602,875	2, 800	1,954,855	2,670,030
п.	14. 77	. 1	牛 数	2件	7	0	13	22
	修理		金 額	9,200円	12,820	0	243, 110	265,130

### (6)

表 2

## 昭和48年度医療費取扱状況

X	S.			5	}	申 請 書 受付件数	受 格者証 交付件数	左のうち 資格喪失 件	前年度末現在 受給資格者証 交 付 件 数	48年度末 受給資格者証 交付件数	48年度中 医療 養額
1.乳	幼児	等日	医療	費	(市)	2,125件	2,265件	332件	3,647件	3,373件	63,895,243 <sup>P</sup>
7	乳		幼		児	1,484	1,484	250	800	2,034	18,529,621
1	高		齢		者	0	148	63	2,204	82	3,194,762
ウ	母				子	93	91	4	179	266	4, 472, 667
I	原	爆	被	爆	者	59	59	2	36	93	1,277,905
才	心	身	障	害	者	489	483	13	428	898	36, 420, 288
2.ね7	たき	り老	人医疗	<b>豪費</b> (	(市)	23	23	5	0	18	363, 250
3.老	人	医	寮	費	国)	2,949	2,805	337	0	2,461	111,565,057

注 乳幼児医療費 (市) のうち、1高齢者の欄で前年度 末現在受給資格者証交付件数 2,204件が48年度末では 82件と減少しているのは国の老人医療対策が48年1月 から実施されたことに伴い国の老人医療費のほうに移 行したことによるものである。

### 表3

# 母子(寡婦)福祉資金貸付状況

区 分	昭和48年度		昭和47年度		昭和46年度		2-00=	-tv.
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	備	考
事業開始資金	件	円	件	円	3件	400,000円		
事業継続資金	4	900,000	9	1,630,000	4	750,000		
住宅資金	4	1,000,000	7	1,550,000	10	1,520,000		
就職支度資金	4	120,000	2	60,000				
結婚資金	3	150,000	2	100,000				
修学資金	57	2,652,000	57	1,903,000	60	1,611,000		
修 業 資 金	3	108.000	4	144,000	4	132,000		
就学支度資金	11	250,000	9	135,000	6	100,000		
療養資金			1	150,000				
Ħ	86	5,180,000	91	5,672,000	87	4.513,000		

# 清 和 園 (養護老人ホーム)

1. 当園は、旧来の園舎(池田郷)が老朽化し、設備も 狭隘だったため、久原郷に新築し昭和48年10月移転し たもので、園長以下6人の職員が配置され、その入園 状況は次のとおりである。

# 大村市立清和園入園状況

区	分	男	女	計	備考
48年3月	末現在	10人	18人	28人	
入	所	9	9	18	
退	所	4	6	10	
49年3月	末現在	15	21	36	定員50人

48年10月25日に久原郷1345番地の3へ移転

### 各 保 育 所

1. 入所児童の扶養義務者の負担する措置費は、その納入の便宜を考慮し、主任保母を分任出納員に任命し、当該年度の措置費負担金の収納事務を処理させている。納入期限を経過した未納措置費負担金については福祉事務所において督促状を発し、また主任保母からも児童の扶養義務者に対して納入の督促をさせている

が、48年度末では 152千円の収入未済となっている。 納入期限後一定期間を経過した未納措置費負担金の納 入督励事務は直接福祉事務所において行うなどその取 扱いについて再検討されたい。

2. 各保育所の入所児童状況は次のとおりである。

### 保育所入所児童状況 (昭和48年度末現在)

区 保育所別	分	3 歳未満児	3歳児	4 歳以上児	8
	男	3人	5人	21人	29人
竹松保育所	女	2	7	22	31
	計	5	12	43	60
中央保育所	男	10	14	41	65
	女	8	5	42	55
	計	18	19	83	120
	男	3	7	19	29
池田保育所	女	5	10	16	31
	計	8	17	35	60
	男	2	11	17	30
本町保育所	女		8	22	30
	計	2	19	39	60
	男	5	9	28	42
三城保育所	女	1	5	12	18
	計	6	14	40	60
8	男	23	46	126	195
合 計	女	16	35	114	165
	#	39	81	240	360